

公益社団法人茨城県看護協会監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第29条の規定に基づき、公益社団法人茨城県看護協会の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において監事とは、常勤及び非常勤の監事をいう。

- 2 常勤監事とは、社員総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とするものをいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。ただし、当面非常勤監事のみとする。

(報酬の種類)

第3条 監事の報酬は、常勤監事にあつては本給とし、非常勤監事については、非常勤監事手当とする。なお、当面常勤監事の本給の額は定めない。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤監事の本給は、毎月1日から月末までの分を当該月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤監事手当は、監査業務、並びに理事会及び総会への出席の都度、速やかに支給するものとする。
- 3 法令に基づき、監事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。
- 4 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、監事の報酬から控除するものとする。
- 5 監事の報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。

(報酬の決定基準)

第5条 監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(非常勤監事手当)

第6条 非常勤監事手当は、第5条の規定を準用し、その額は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第7条 常勤監事にあつては、第3条の報酬のほか、通勤手当を支給することができる。なお、この場合には、職員給与規程を準用する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤監事になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤監事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤監事が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合にあって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

非常勤手当

号	区 分	金 額	適 用
1	会員資格を持つ監事	監査業務 1回当たり12,000円 理事会及び総会への出席 日額 4,000円	1名
2	会員以外の監事	監査業務 1回当たり50,000円 理事会及び総会への出席 日額10,000円	1名